

論 文

エリザベス・フライ

——主婦・クエーカー・監獄改良家——

Elizabeth Fry — Mistress, Quaker, Prison Reformer —

保 倉 和 彦

はじめに

一 家族・信仰

二 ニューゲート

三 オーストラリア流刑

四 その行動と主張と批判と——まとめとして——

はじめに

近世、とくに十八世紀から十九世紀にかけてイギリスでは多くの思想家・政治家たちによって「刑法改正」、「刑罰制度改良」が主張、提言された。例えば、ジョン・ハワード(彼のロンドンをはじめとする各地の監獄の実地調査に基づく報告は「監獄事情」として著名である)がまずあげられよう。また、ジェレミー・ベンサム(彼の功利主義に基づく刑法・刑罰制度に関する多数の著作、とりわけ、あの「パノプティコン」様式の監獄建築案が特徴的である)。さらにはサー・サミュエル・ロミリーによる刑法改正作業も目をひく。彼らの業績は多くの人々によってわが国に紹介されている。^①

さて、このような刑罰改革の理念として次のように分類されうる。^② ①宗教理念の実現としての刑罰改革、その亜型としての道徳的・精神的向上を目的とする刑罰改革。②政治理念の実現としての刑罰改革、これは体制樹立型と体制批判型の刑罰改革(論)に分かれる。③矯正理念の実現としての刑罰改革。④犯罪抑止策としての刑罰改革、応報感情を満足させるための改革も含む。⑤人権論としての刑罰改革などである。他方、十九世紀のイギリスでは「監獄の規律」の改善を旨とする立場に三つのセクトがあり、それは、①勤勉による改善、②信仰による改善、③刑罰による抑止、に分かれるとされる。^③ 前者の分類の例として、たとえば①としては、アメリカのクエーカーの運動があげられる。後者の例として④はベンサム学派、⑤はエリザベス・フライの活動があげられている。

近世イギリスの改良運動家の中でも、従来わが国ではほとんど取り上げられていなかった人物がクエーカー(派)のエリザベス・フライである。^④ 同じクエーカーでもウィリアム・ペンなどについては最近取り上げられることが多い。^⑤

しかし、エリザベス・フライはその信仰に根ざす行為の一環としての活動であったとしても、監獄内の囚人の地位向上、更生施策の改善などに対して相当の成果をあげている。また一方で、彼女は中流家庭のいわゆる大家族マネジメントを担う専業主婦としての一面をも有しているが、社会活動家としても比較的うまく両立させているようであり、従来の改良運動家とは一線を画す人物でもある。そこで、本論では、クエーカーの特質と、それに基づく彼女の活動を紹介し、イギリスの刑罰制度史の中での地位を検討してみたい。

一 家族・信仰

(一) エリザベス・フライ (Elizabeth Fry) は、一七八〇年五月二日、ノーフォークのアールハム (Earlham)⁽⁷⁾ 在住の銀行家でクエーカーのジョン・ガーネイ (John Gurney) と母キャサリン・ベル (Catherine Bell) の間の第四子で三女として誕生した⁽⁷⁾ (添付資料1、2参照)。ジョンは七女五男を有して裕福な中流家庭であった。エリザベスは元来虚弱であったが、家族と叔父ジョセフ・ガーネイ (Joseph Gurney) の影響で熱心にクエーカーの活動に参加した。一八〇〇年八月十九日、同じくクエーカーで兄とともに銀行業にたずさわっていたロンドンのジョセフ・フライ (Joseph Fry) と結婚し、五男六女をもうけた。主婦として務めをはたす一方、貧民、差別された人々 (アイルランド人、ジプシーなど) への慈善行為、彼らの子供たちの学校設置なども行った。⁽⁸⁾ さらに、一八一一年の集会で正式にクエーカーの説教師と認められた。⁽⁹⁾

(二) 彼女とその家族のほとんどが属していたクエーカーとは何かについてここで簡単にふれておくことにする。クエーカー (派) とは、十七世紀ピューリタン革命時に、ジョージ・フォックスによって創始された分派 (セクト)

の一つである。彼らは啓示をうけるときに震えるので「震える人（クエーカー）」という意味でこの名称がつけられた。一種の蔑称でもあった。自分たちでは「真理の友」とか「光の子」と称し、後には「友会」、「フレンド協会」(The Society of Friends) と称した⁽¹⁰⁾。彼らは、聖書などよりも信徒個人の「内なる光」や神からの直接の靈感を信じ、階級や世俗の権威を認めなかった(平等主義ともいえるが、これが元で迫害されたといわれる)。十七世紀後半に至るまで公職に就けなかったので銀行家など実業界に信者が増え、しかも質素を旨としたので富裕な中流が多かった。彼らは、教育・仲裁・救済といった活動を通して戦争の原因やその悪影響を取り除こうとする徹底的平和主義者であった(近現代では特に良心的兵役拒否者が出現する)。また、その平等主義から、女性による説教師を認めるなど、いわゆる性差をほとんど無視しているようである。さらに、十八世紀になると人道主義的・博愛主義的運動が目立ち、先の平和主義・平等主義と結びついて、奴隷制度、禁酒問題、人権問題などを「悪」とみて、これらに対して道徳的良心で応じ、なんらかの行動をとるべきとされた。たとえば、平和主義は暴力否定をも意味するので、アメリカなどでの黒人・インディアンの保護、精神病院・監獄の改善をも考えた⁽¹¹⁾。特に、監獄の改善、囚人の更生保護の一連の努力は、次のような動機に基づいているといわれる。⁽¹²⁾「囚人もその持前の性格あるいは犯した罪に関係なく、すべて人類であるから、特有の権利を有する。罪を犯した者に対して社会が懲らしめるということは、キリストの福音、および人は神の子であるという教理と調和しないし、また有効でもない。社会とその規制を犯した人との間の冷戦では、暴力、憎悪および膺懲ではなく、唯、愛と理解と善意の上に平和が築かれる……」。また、「刑罰の目的は改心にあると信じている人々から、死刑は良くないとされることはいうまでもない。一人の人間が改心したり、またはその非行を償ったりする可能性を突然として取り去ることは、唯すべてを無に帰するばかりか、道徳的に間違っている。生命を奪う

ことが一個人にとって罪であるならば、国にとつてもまた、それは罪である』として死刑制度にも反対している。

二 ニューゲート

前期のような動機を元に、エリザベス・フライは、特に個人的な影響力と信仰の力を信じ、貧民・被差別民族の保護にあたり、例えば、イーストハムに知人たちと協力して、生徒数八〇人あまりの女学校を設置したり、常に衣料品・薬品・飲食品を自宅などに貯え、貧民たちに配付したり、聖書をはじめとする教養書を集め、適宜彼（女）らに配付した。とりわけ、主治医を通して専門医から種痘を習い施術したことは特筆すべきことである。さらには各地の地方監獄（たとえばノリッジ・ジェイルなど）への慰問などを続けてきたが、彼女が本格的に監獄に対する関心をいだいたのは、一八一三年、アメリカのクエーカーの一派が、ニューゲート監獄を訪問し、とりわけ乱雑極まりない女囚の状態にショックを受け、それをエリザベス・フライに報告したことに大きな影響を受けてのことであった。⁽¹³⁾ 当時の監獄の状態について心ある人は決してこれを放置していたわけではない。十八世紀にはすでにジョン・ハワードがその「監獄事情」を公刊し、監獄の惨状を訴え、様々の提言をしている。例えば、監獄の新築、孤独と沈黙のための夜間独居制度、性別・罪種による分隔、上下水道の完備、各種の作業の従事、教誡堂の設置、酒類販売の禁止、手数料（*garriest*）の廃止、飲食物の充実等である。⁽¹⁴⁾ しかし、これについては次のような理由でほとんど実行されることはなかった。それは、第一に、当時の国家は戦争の遂行に没頭し、国民の自由、福祉などが度外視されていた。第二にフランスなどとの戦争が終結し、国中に復員兵があふれ、犯罪が急増したこと。第三に中央政治の地方行政などへの指導・監督の権威が弱かったことなどにより、ほとんど変わらない監獄の状況であった。エリザベス・フライは一八一

三年以来何度かニューゲート監獄を訪れているが、回を追うごとに、囚人たちの特に女囚の惨状に衝撃を受けた。彼女が出入口から内部に入ると、そこには女囚たちを隔てる仕切り柵があり、内側には、半裸の女囚（なかには泥酔している者もいる）が、ののしりあい、つかみあい、前の者の髪をひっぱり、柵から汚い手を出して、また棒の先にスプーンをつけてさし出し、監獄内の酒場で酒などを買うための小銭をねだっていた。彼女はそれまで泥酔した極貧のアイルランド人やジプシー、ロンドンのスラムなどでのこの種の経験はあったが、このように野獣のレベルまで退化した女たちを見たことはなかった。こんな女たちには同監獄内に拘禁された男囚たちもへきえきしたといわれる。¹⁵⁾

フライは、その後、夫の銀行が破綻の危機に陥り、その影響で家計上の対策が急務であったり、家庭内でのごたごた（自身の病氣、家族・近親者の死亡）が続いたせい、一八一六年までニューゲートには訪問しなかった。しかし、ニューゲートの惨状が心から離れていたわけではなかった。

一八四七年一月、エリザベスは友人と二人でニューゲート監獄を訪問した。最初門番は看守長といえども護衛付きでなければ立ち入るのとは不可能な状況を理由に女性の立ち入りを拒んだが、彼女は生来の頑固さで説得し、ついに一人で監獄内に立ち入った。内部は従前通り喧噪を極めていたが、エリザベスのクエーカー特有の衣服のゆえか、また女性が単独で立ち入ったのが前代未聞のゆえか、一瞬、沈黙があった。それは、当時の女性たちはほとんど全員が信仰を尊重し、神を信じていたうえに、彼女の独特な衣服が一因であったとも考えられる。つぎに彼女がとった方法は型破りで、非常に巧妙なものであった。エリザベスは傍らの女囚のうす汚れ、満足の衣服をつけていない子供を抱き上げて次のように語りかけた。「友よ。貴女たちの多くは母親です。私も母です。私は貴女方の子供のために悲しんでいます。これらの罪のない子供たちに私たちが出来ることはありませんか？ 貴女たちはこの子供たちが成長して

そのまま囚人になってしまうのを望むのですか？ 子供たちは泥棒とか悪人であり続けることを学ばなければならぬのですか？」。女囚たちはどつとエリザベスの回りに群がり、その子供たちを彼女に見せながら、涙まじりに窮状を訴えた。その後、彼女は皆にキリストについて語り聞かせた（キリストが何者かを知らない女囚さえ存在したということである）。彼女はこのようなして、凶暴で無知な女囚たち自身と、その精神的抛り所ともいえる子供たちの現状と行く末をも心配するという女性心理をうまくついたのであった。さらに、エリザベスは女囚たちの人間性の復活についての端緒（希望）と、それを実現するための計画を説明した。

エリザベスの計画は、そのための法律もことさらに要せず、資金もあまり必要ではなかった。それは、女囚の子供たちと年少の犯罪者たちのためのいわゆる子供学校をニューゲート内に設置することだった。そのつぎの訪問の際はすでに女囚たちを味方につけていたので熱烈な歓迎を受けた。驚くべきことに、すでに女囚たちは彼女たちの間で、教師を選び出していた（知的能力の優れた若い窃盗犯であった）。エリザベスは女囚たちに、学校設置のためには彼女たちが必ず協力するとの確約を必要とするとの説明をし、それなくして計画の前進はありえないと主張した。この確約と詳細な規則をもつて当局とその設置を交渉し、試験的にであるが、これを認めさせた。教室用の部屋の確保には前述のアメリカのクエーカーの一人、グルレ（Greer）とか、義弟のバクストン（Buxton 政治家でもある）の協力の下、六部屋と二つの監房、中庭全部を手中にし、そのうちの一部屋（他に使い途がなかった）を教室に充てた。その教室を利用して、学校を開設し、女囚とその子供たちに教育と仕事を用意したのであったが、開設の正確な月日は明らかではない。その後、エリザベスは、正式な発足へむけての会合を、監獄長、牧師の参加のもとで七〇人の女囚と開いた。彼女は、女囚たちに彼女たちが望んでいるような状態にするためには彼女たちの協力が不可欠であること、

エリザベスが目論んでいる作業を展開するためには一定の規則が必要であるので、女囚たちがそれを受け入れること。その規則などは全員の利益のためのものであることなどを説いた。さらに、その作業の際には、決して権威と権勢で女囚を指導しない。全て女囚たちにはかり、たとえば助教生 (monitor) を選んだり、一条の規則を作る際にも皆の同意を得るべきこと⁽¹⁹⁾。その規則は組織・運営に関するもので以下を内容とする。(イ)女看守 (maison) は全体的な統括者である。(ロ)女囚は、針仕事、編み物その他適当な作業と材料を割り当てられる。(ハ)女囚は、十二名以下の班またはグループに分けられ、一人の助教生が全員を監督する。(ニ)助教生は、女囚の中から、読解力を持ち責任能力を有する人物が選ばれる。(ホ)庭番 (yard keeper) も女囚の中から選ばれ、外部からの女囚の友人との交流を監視する。これによって乞食行為、酩酊などのいろいろな悪い慣習を根絶する。(ヘ)朝九時、夕方六時には作業場に集合し、婦人篤志家 (Lady-Visitor) 彼女たちは、エリザベスが十一人の仲間と結成した女囚改善婦人会 Ladies Association for the Reformation of Female Prisoners のメンバーで毎日、交替で女囚の指導にあたっていた) による聖書の朗読があり、その後作業をすること。(ト)助教生は女看守と共に女囚たちをチェックし、作業中は静寂を守らせる。(チ)不適当な行為が認められた助教生は解任され、グループから他の適当な人物が選出される。(リ)これらの規則に罰則はない。すべての違反行為は女看守に報告されるが、婦人篤志家には違反者を罰する権限は付与されていない。そこで後になると、(ス)善行に対しての報償制度がつくられる。違反者には報償の権利の喪失が認められるだけであった。このような規則のもとで、学校は当初、七才以下の子供を三〇人集めて開かれたが、教室のスペースの関係でそれ以上は収容できなかったので、十代、二十代の女囚はドアのあたりに群がって授業を聴講した⁽²⁰⁾。しかし、一方で未だ女囚間のけんか、酩酊などもあり、さらには男性看守の横暴、男囚による女囚監房への夜間の立ち入りも見受けられた。

女囚たちの作業である縫い物は当初は専ら彼女たち自身の衣服であつたが、後には、パッチワークが盛んになった。パッチワーク自体が監獄内では楽しい作業であり、原材料の入手が楽であつたことによる。さらに、理由は良く分らないが、植民地のニュー・サウスウェルズでこのパッチワークの強い需要が生じたので、製品の堅実なさばき先も見つかった。エリザベスは仲買人をたてて、市価より安く供給した。さらに編み物、さらにはストッキングなどもこれに加わつた。製品代は、女囚が流刑に付されたり、釈放された場合の資金として大部分プールされた。残りは女囚自身のものになったが、その無駄遣いを防ぐため、監獄内に食料とか必要な雑貨をあつかう店を開設したのである。しかし、そのように女囚の作業に対価を払うことは反面、同種の産業や第三者との間に深刻な経済問題をひき起こす可能性があると指摘されたが、エリザベスは、製品がきわめて少量であることを理由にそのような危惧を打ち消した。というのは、製品が売れたといつてもその対価は微々たるもので、原料購入などの資金は彼女らが結成した「婦人会」の寄付に頼つていたからである。特にエリザベスの親族からの寄付への依存度は大きかった。さらに、シェリフたちも、八〇ポンドの寄付をしたといふ^②。

三 オーストラリア流刑

イギリスは、一七八七年から一八六八年にかけて、当初は主としてアメリカへ、その後はオーストラリアへ流刑囚を送りつけた。総数十六万人余り、そのうち女性と子供は二万人以上であつた^③。植民地では囚人を国が派遣する労働者と考えたが、現実には奴隷よりほんの少しましな位のものであつた。現地では、ささいな行為でも「むち打ち」などの身体刑を科せられた。ニューゲートから、後にはミルバンク監獄（現在のテイット美術館のあたりに存在し、すぐ前が

チームズ河ゆえに流刑者を送り出すのに至便とされたから流されたが、囚人達とくに女囚は絶望感から出発日が近づくと大騒動をひき起こした。彼女たちは鉄かせ、鉄鎖で数珠繋ぎにされて、無蓋の馬車で、沿道の見物人の罵り声を浴びながらデトフォード地区の港に運ばれていった。エリザベスはこれを悲しみ、輸送方法の変更(囲いのある貸馬車の使用)を陳情し、その支えとなるため、出発地まで女囚と同行し、彼女たちの沈静化に努めた。船中では、性別・年齢にかかわらず無く閉じこめられていたので、エリザベスはまず、罪種、年齢により、全体(百二十六人)を十二組に分け、一組は二名の食事係と、互選による組長一人がこれを統括するように改善した。船中では、今まで修得した作業と教育をさらに増進させ、オーストラリア到着後の資金とするため、また良い仕事をみつけるため、しき布、ひざかけなどを製造させた。また、子供たちのために婦人会々員は、目的地まで同行し、聖書を中心とする読書、編み物、裁縫を指導した(とくに宗教関係者については、旅費は片道のみ自弁であった)。エリザベスは出航前の船上で女囚たちのために祈り、神の救いがありうることを説いた。熱心な婦人会員の中にはボートを雇い、沖合いまで見送った者もいたといわれる。このような行為は、エリザベスが倒れる一八四三年まで続き、彼女が慰問した流刑船は一〇六隻、総人数は一萬二千人ほどであった。

三、エリザベス・フライの刑罰・監獄改善のための主張

このような活動から、彼女の主たる主張をまとめるとつぎのようになる。

(一) 囚人たちへの教育 (イ)聖書朗読と説教による宗教教育。個人的な、信仰による影響力の利用である。これは後に、一八三一年から一八六三年にかけての国会の各委員会の報告で価値が確認された。(ロ)教育と作業は、自律的・自治的であること。そのための、モニター(助教生)制度(monitorial systemとLancasterian method)の導入、規律あ

る生活に対しての報償（ごほうび）。(ハ)職業教育を通して囚人たちの人間性の復活（自尊心）を図り、作業自体の楽しさへの共感、さらには作業からの収入の利用。

(一) 分属拘禁 (Segregation) の必須。(イ)男囚と女囚との分属。当時の悪慣行としての男囚・職員による女囚に対する sexual abuse の根絶。(ロ)男囚には男性の、女囚には女性の職員をあてると。⁽²⁴⁾

(二) 独居拘禁制 (Solitary Confinement) の禁止。これは(イ)沈黙制 (Silent System) —囚人は共同で生活できるが、他人との会話・接触は完全に禁止。ニューヨークのオーバン刑務所で採用された。(ロ)分離 (独居) 拘禁 (Separate System) —囚人相互の接触は最低限度に止める。ペンシルバニアで採用された。この二類型を統合した制度である。⁽²⁵⁾
(四) 死刑制度の否定。これは、前述の理由 (クエーカーの人々が刑罰制度、監獄の改善を志す動機を参照) と、一八一八年、文書偽造の罪 (共犯) で絞首刑を宣告された少女と面接し、その真摯な態度から熱心に減刑運動を展開するが、当時の道徳観と頑迷固陋な内務大臣サー・シドモアの妨害行為で失敗してしまったことへの反省・悔悟とが元になっていると思われる。

四 その行動と主張と批判と——まとめとして——

このようなエリザベス・フライの盛んな活動と並行して、社会状況は彼女の意向に反するような方向へ動き始める。監獄運営を中央政府の管理下におき (ローカル・プリズンの廃止など)、犯罪者対策にあてると考えられるようになった。一八二二年、あのベンサムのパノプティコン様式を一部取り入れ、囚人を厳重な監理下におく (独居拘禁・沈黙制)、最初のミルバンク監獄 (Millbank Penitentiary) が建設された。⁽²⁷⁾ この運営方針と相いれないエリザベス・フライの

活動に各方面から批判がなされた。前述のシドモアなどをはじめとし、犯罪者は社会契約を守らない人々であつて、そのような人物には彼女の方法は弱すぎるとか、同じような博愛主義者からさえも批判された。⁽²⁹⁾さらに家庭的にも夫ジョセフの銀行倒産、子供のクエーカーからの脱退などが続き、健康も害するようになる。しかし、それでも彼女はイギリスのみならず、大陸とくにフランスの監獄を訪問し、その変わらない惨状の改善を訴え続けた。

エリザベス・フライは、ペンサム、ハワードのような実証主義的理論家とはちがひ、あくまで信仰の実践を通して改善運動を展開した特異な改善運動家であり、相当の実績をあげ、十九世紀イギリスの刑法・刑罰制度改良を側面から支えた人物といふことができる。

注(1) これらの業績の紹介、研究としては、ジョン・ハワード著・湯浅猪平訳・監獄事情・矯正協会(一九七二)、同著・川北稔・森本真美共訳・十八世紀ヨーロッパ監獄事情・岩波書店(一九九四)、内田博文「ペンサム刑法理論について」・刑法学における歴史研究の意義と方法・九州大学出版会(一九九七)、大谷實「イギリス一八世紀刑法思想の一断面——Samuel Romilly (1775—1818)」・矢崎他編・近代法思想の展開・有斐閣(昭和五六)、村井敏邦「段階的死刑廃止論の一例——Samuel ル・ロミリーの死刑廃止論」・中山研一先生古稀祝賀論文集 第四巻 成文堂(一九九七)など。

注(2) 村井敏邦「刑罰改革の論理——アメリカにおける不定期刑の消長の歴史を中心として」・一橋大学研究年報 法学研究 二〇・一八頁。

注(3) Collins, P.: *Dickens and Crime*, Mcmillan (1994), p.56.

注(4) 羽山忠弘「エリザベス・フライ」・法律のひろば・一九九四年八月号・七〇頁、が目につく位である。

注(5) 村井・前掲論文・二四頁以下、斉藤豊治「ウイリアム・ベン」・啓蒙思想と刑事法・勁草書房(一九九五)・一八七頁。

注(6) 家族は度々、転居している。例えば、アールハム(一七八〇—一八〇〇)、ミルドレッツ・コート(一八〇〇—九)、

アブトン・レーン（一八二九～四五）。

注(7) スザンナ・コルター著・水野忠丸訳・慈善美談・水野忠丸（明治二六）・五七頁、Janet Whiney, Elizabeth Fry, Quaker Heroine, George G. Harrap & Co., Ltd. (1953), p. 91. 二冊とも当人の日記を元にしたものであり、本論は「一貫した資料として」これらによることが多い。前者は明治の出版ゆえか誤記・誤訳・年代の混乱が目立つ。

注(8) 後の監獄内での教育にも利用した、モニター制度 (Monitorial System) で、クエーカーのジョセフ・ランカスターの考案した教育方法である。それは、日曜学校と並ぶ産業革命期の民衆教育方法で、教師不足に対応するため児童のうち比較的優れた者をモニター（助教生）に任命し、教師の指導のもと、他の児童に教育をほどこす。長島伸一・世紀末までの大英帝国・法政大学出版局（一九八八）・一三七頁以下。Whiney, op. cit., p. 155, Ignatieff, M.: A Just Measure of Pain: The Penitentiary in the Industrial Revolution 1750-1850, The Macmillan Press Ltd. (1978), p. 144.

注(9) Whiney, op. cit., p. 158. これはいわゆる伝道師 (Speaker) ではなく、Recording Minister で集会などで、説教をする資格である。

注(10) 浜林正夫・イギリス宗教史・大月書店（一九八七）・一六二頁以下。

注(11) 松村・富田編・英米史辞典・研究社（二〇〇〇）・六一二頁。

注(12) ハワード・H・プリントン・高橋雪子訳・クエーカー三百年史・基督教友会（昭三六）・二〇二頁以下。

注(13) Zedner, L.: "Wayward Sisters, The Prison for Women Oxford History of the Prison, Oxford University Press (1995), p. 331. その代表者が、フランス系の Stephen Grellet で、自身監獄改善運動家であったがエリザベス・フライに最も強い影響を与えた人物といわれる。Whiney, op. cit., p. 165.

注(14) ハワード・前掲書・三三頁以下。

注(15) Whiney, op. cit., p. 177-.

注(16) Whiney, op. cit., p. 189.

注(17) いくぶん知性のある女囚は、監獄内の無為の悪影響を避けるため、なんらかの作業（縫い物など）を要求していた。作業には材料が必要になる。この点が当局の危惧するところであった。いわゆる材料の横流しのおそれである。この危惧は後に少年に対する職業指導（靴製造）の際の皮の横流し、粗悪な材料の納入で現実のものになった。Whiney, op. cit., p. 194-.

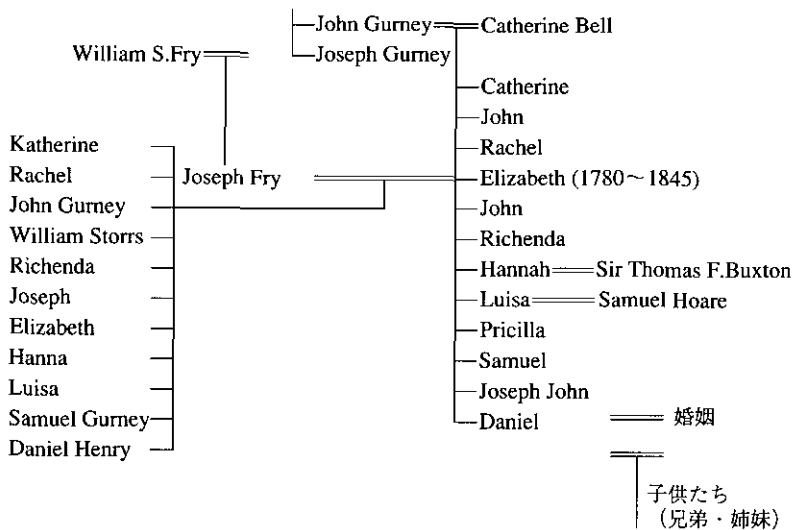
- 注(18) M・サンダーソン(彼女の友人)によるバクスターへの手紙 Whiney, op. cit. pp.192-193.
- 注(19) コールター・前掲者・一四六頁以下。 Whiney, op. cit. p.200。
- 注(20) Hirst, J. "The Australian Experience," Oxford History of the Prisons, p.263。
- 注(21) Shaw, A.G.L. Convicts and the Colonies, The Irish Historical Press (1998), p.141。
- 注(22) Whiney, op. cit. p.213.
- 注(23) Blom-Cooper (eds): Progress in Penal Reform, Clarendon Press (1974), p.8。
- 注(24) これがエリザベス・フライの主張の中心といつてよい。一八一八年以降の数度に渡る監獄改善の聴聞会で展開するが、その立法上の最初の成果がGeorge IV. Chap 64 (1823) 「イングランド及びウェールズにおける拘留監と懲治場を補修し、規制する建造物に關し、諸法を整理・統合する法律」。一般に「ビールの監獄法」といわれるものであるが、完全な意味での女子刑務所はBrixton Prison (1852), Pankhurst Prison (1863), Working Prison (1869) の建設からいふべき。 Raulings, Ph: Crime and Power-A History of Criminal Justice 1688—1998, Longman (1999). p.86。参照。
- 注(25) Zedner, L. Women, Crime, and Custody in Victorian England, Clarendon Press (1994), p.237。
- 注(26) コールター・前掲書・一六四頁以下。
- 注(27) Johnson and Wolfe: History of Criminal Justice, 2nd ed., Anderson Pub. Co. (1996), p.133.
- 注(28) Briggs et al: Crime and Punishment in England, University of California Press (1996), p.168.
- 注(29) Ignatieff, op. cit. p.145。 スコットランドの New Lanark と Model Factory Community を厳しい規律の下で展開した人物 Robert Owen による批判。単なるねたみといわれぬ。むしろ Edwin Chadwick と同様の批判をしてゐる。 Briggs et al. op. cit. p.162.



資料 1



Whitney, J : Elizabeth Fry
—Quaker Heroine— より



資料 2 家族関係表

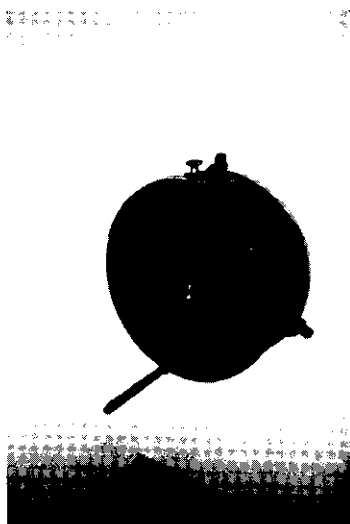


Clerkenwell House of Correction
入口（現在はその一部を博物館として公開）



Clerkenwell House of Correction 中央廊下

資料3



Crank (hard labor の一種)・Stirling
(Scotland) の Gaol Museum に展示



Bentham の Auto-Icom (蠟人形)
University College, London にて保管・展
示

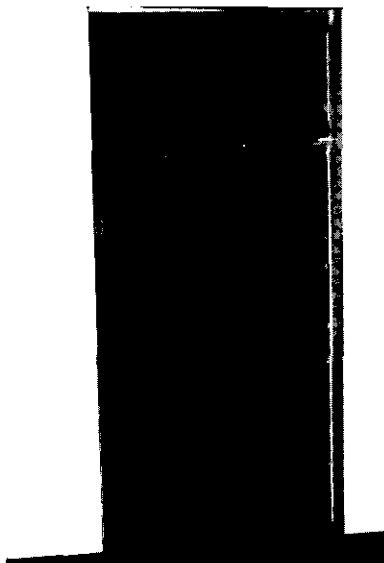


Newgate, 現在のOld Bailey (Central Criminal Court) の一部

資料4



Giltspur Street Compter（現在は郵便局
駐車場）から Old Bailey 方面

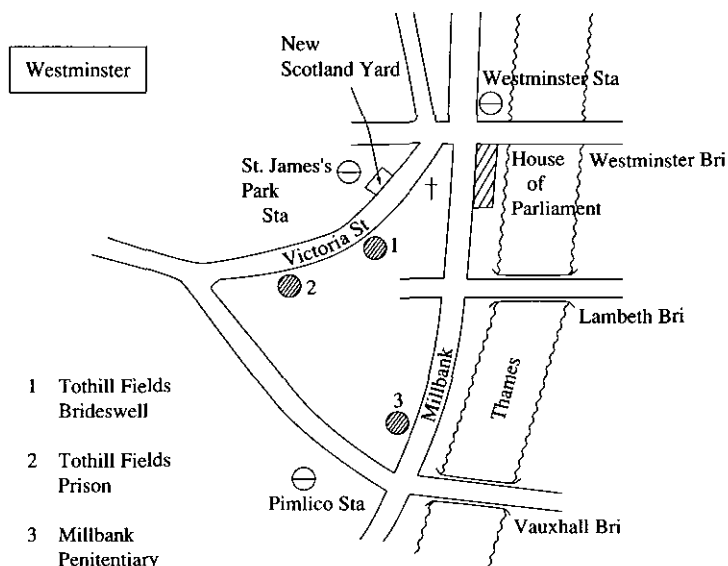
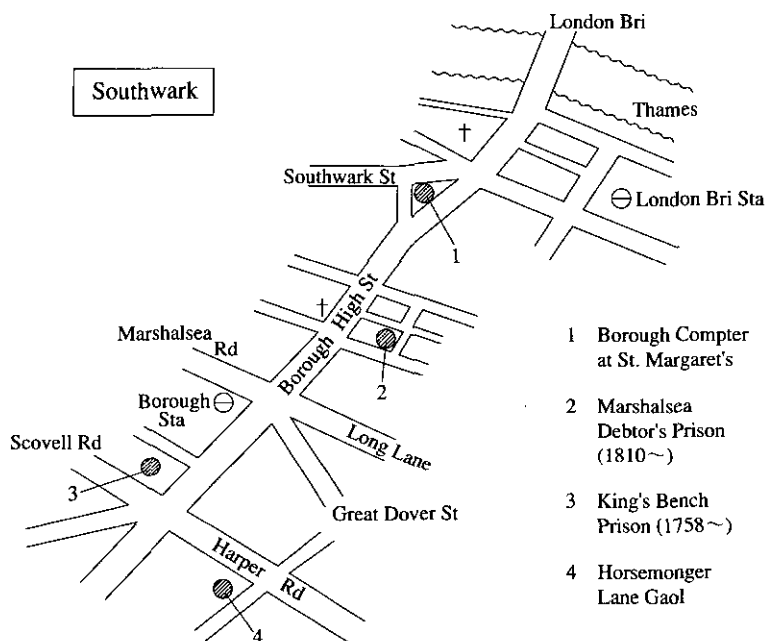


Newgate Prison 出入口
（ロンドン博物館）

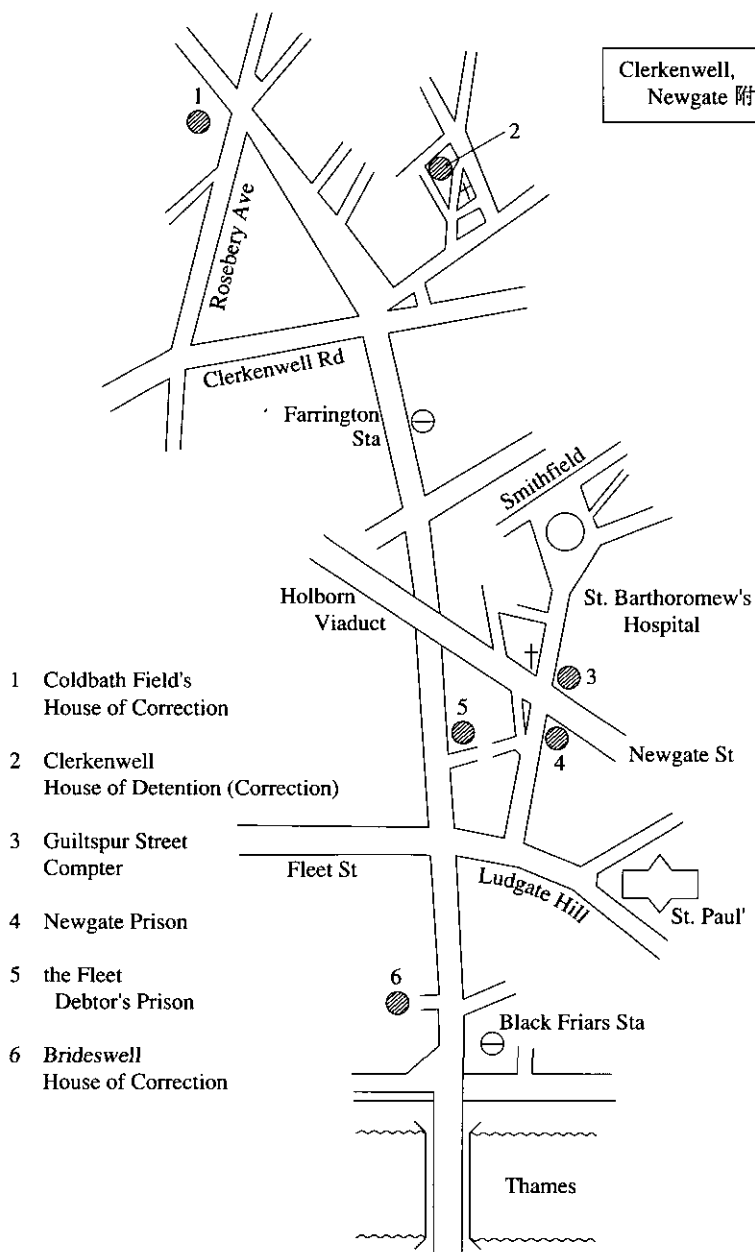


Newgate Prison 監房入口
（ロンドン博物館）

資料5 当時の矯正院・監獄①



資料6 当時の矯正院・監獄②



後記

私が、このE・フライの足跡をテーマに選んだ理由の一つは「はしがき」に記したとおりであるが、実は、彼女を知り得たそもそもの発端は、高窪貞人先生を介してのものであるといえる。一九七三年、先生のイギリスでの在外研究の際、当時院生であった私も一緒にさせていただいた。某日、先生とオールド・ベイリーの裁判を傍聴した際、広間の壁にJ・ハワードのレリーフがあり、さらにE・フライの像もあった。前者はともかく、後者についての知識は皆無であったが、篤志家であることは説明文で知り得た。その後、ベンサム著書を翻訳紹介する機会があり、関連資料を見ていると、類書のほとんどが彼女について触れている。いわゆる刑事政策史上の有名人であった。そこで、高窪貞人先生の御退職記念号への投稿テーマとしてE・フライを選んだしだいである。